

大塚小学校 70 周年 PTA 特別委員会に関する細則

【概要】

第1条 この細則では、令和5年5月22日の実行委員会において設置が決定された、大塚小学校 PTA の内部組織である「70 周年 PTA 特別委員会」（以下「特別委員会」）の活動目的、任期、役職、選出方法及び「PTA 役員および委員等選出に関する細則」第2条2項における特別委員経験者の役員および委員選出時の立場を規定する。

【活動目的】

第2条 特別委員会は、大塚小学校が主宰する「開校 70 周年記念事業実行委員会」（以下「実行委員会」）に参加し、実行委員会の活動を補助し、開校 70 周年記念事業の開催に協力する。

第3条 特別委員会は、実行委員会と PTA の連絡調整を行い、保護者の意見を実行委員会と共有する。

第4条 特別委員会は、令和6年度 PTA 年度末総会において、開校 70 周年記念事業の報告を行う。

【任期】

第5条 特別委員の任期は、令和5年5月22日より令和6年3月31日までを第一期、令和6年4月1日より令和7年3月31日までを第二期とする。また、特別委員会は令和7年3月31日をもって解散する。

【役職】

第6条 第一期において、特別委員会は役職を定めない。

第7条 第二期において、特別委員会は以下の役職を定める。

1. 委員長 委員会活動を総括する。また、PTA 規約第14章に基づき、実行委員会に参加する。
2. 副委員長 委員長を補佐し、必要のある場合はその業務を代行する。
3. 書記 諸会議の議事を記録する。
4. 会計 経理事務を担当する。
5. 委員 庶務を担当する。
6. 顧問 PTA 会長が兼任する。特別委員会の活動を補助し、助言を与える。

【選出方法】

第8条 第一期において、特別委員は公募を行い、本部役員会の推薦を経て選出される。

第9条 第二期における特別委員の選出は、以下に基づくものとする。

1. 特別委員は各学年より1名を選出する。選出方法や規則については、「PTA 役員および委員等選出に関する細則」を準用する。
2. 1項で定める人員の他に、若干名を本部役員会により推薦する。これらの被推薦者に関しては、本部役員、常置委員およびサークル活動部長との兼任を認める。会計監査委員との兼任は任務の性格上これを認めない。

【特別委員経験者の立場】

「PTA 役員および委員等選出に関する細則」第2条2項における特別委員経験者の役員および委員選出時の立場を以下の通り規定する。

第10条 第一期における特別委員の経験は、これを委員経験としては扱わない。

第11条 第二期における特別委員の経験は以下のとおりとする。

1. 第9条1項に基づき選出された特別委員は、当該学年の児童の常置委員経験者と同様の委員経験としてこれを扱う。
2. 第9条2項に基づき選出された特別委員は、令和6年度に在学中の任意の児童の常置委員経験者と同様の委員経験としてこれを扱う。

附則

- 1 この細則は、令和5年11月18日より施行する。
- 2 この細則の有効期限は令和12年3月末日までとする。
- 3 この細則に実務上の不備が発生した場合には、実行委員会で協議・検討し、改定することができる。
なお、改定した場合は文書による通知など適宜の方法により保護者に周知する。